

化学物質政策における「表示」 の意義について

2004年3月11日

増沢陽子 (鳥取環境大学)

環境政策手法としての情報

■ 規制 v. 誘導

- ◆ 誘導的手法: 積極・消極のインセンティブ付与
→ 一定の作為・不作為を誘導

■ 経済的手法 v. 情報(的)手法

- ◆ 情報手法: 一定の情報の提供(義務)が誘因
- ◆ 例: 環境ラベリング、環境報告書(ガイドライン等)、PRTR

情報手法のメリット

- 政策対象者にとって行動の選択の余地が広い、
という意味で柔軟
- 市場と対話が行動レベルを決定 → 社会として
望ましい行動の水準を決めるために必要な情報
を、行政が予めすべて集める必要はない
- 比例原則の観点から見て、相対的にリスクが小
さい (又は不確実性が大きな) 場合であっても、
採用可能

情報手法の問題

- 政策対象者の判断・行動が十分予測できない
- 結果のコントロールが困難

化学物質のリスク管理への 情報手法の活用例

■ PRTR

- ◆ 化学物質排出把握管理促進法

■ MSDS

- ◆ 労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法 等

■ 表示

- ◆ 農薬取締法、化学物質審査規制法、労働安全衛生法、有害物質含有家庭用品規制法 等

■ 汚染情報の開示

- ◆ 土壌汚染対策法（指定区域台帳）

「表示」手法の特徴

- **プッシュ型の情報提供**
 - ◆ 相手方への情報 (リスクメッセージ) の到達が容易
 - ◆ Cf. P R T R : プル型
- **情報に対する応答行動が容易**
 - ◆ 個人個人の行動変容 → 集積
 - ◆ Cf. P R T R : 組織的行動も必要？
- **提供できる情報量が限定**

有害性/リスク表示の効果 (1)

＜情報受領側＞

- A. リスクを内在する活動に従事しつつ、リスクを最小限にするよう行動する
- B. リスクを内在する活動に従事すべきかどうかを選択する

有害性/リスク表示の効果 (2)

<情報提供側>

C. 提供する活動に内在されたリスクを低減させる

- ◆ 有害性
- ◆ 曝露可能性

E Uの分類・表示制度

■ 物質 substances

- ◆ 危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規則、行政規定の近似化に関する指令 (67/548/EEC)
- ◆ 分類・表示の規定は当初から存在。現行のシステムは第7次修正指令 (92/32/EEC)による。

■ 調剤 preparations

- ◆ 危険な調剤の分類、包装、表示に関する法律、規則、行政規定の近似化に関する指令 (99/45/EC)
- ◆ 分類・表示の規定は前身88/379/EECで導入

EUの分類・表示制度 (続)

- 物質等の危険有害性により分類
 - ◆ 67/548/EEC 附属書 I の掲載物質は、同附属書に従って分類 (及び表示)
 - ◆ その他の物質及び調剤については、製造者等の供給者が自ら調査・試験を行って分類
- 分類に応じた表示義務
 - ◆ 分類に応じ必要な表示を行わなければ、危険な物質及び調剤は上市することができない

E Uの分類・表示制度 (続)

■ 表示すべき内容

- ◆ 物質等の名称
- ◆ 供給者
- ◆ シンボルマーク
- ◆ 危険性の指示
- ◆ リスク警句 (R-phrase)
- ◆ 安全勧告文 (S-phrase)

等

EUの分類・表示制度 (続)

■ シンボルマークの例



■ リスク警句の例

- ◆ 「飲み込むと有害」「皮膚に刺激あり」

■ 安全勧告文の例

- ◆ 「目に入れない」「ガスを吸い込まない」

EU:表示の有効性(1)

○消費者が家庭用化学品の表示を読む程度

表示を読む程度	割合	人数
大体いつも読む	74%	299
時々読む	20%	81
読まない	6%	25
合計	100%	405

European Commission, DGIII Study on Comprehensibility of Labels based on Directive 88/379/EEC on Dangerous Preparations (1999), p34より引用

EU:表示の有効性(2)

○表示のどの部分を読むか

	いつも読む	時々読む	読まない	合計
シンボルマーク	60%	40%	0	100%
使用に伴う危険有害性	90%	9%	1%	100%
安全使用情報	14%	40%	46%	100%
事故時の措置	28%	41%	31%	100%

N=278, DGIII Study, p36より一部省略して引用

EU:表示の有効性(3)

○表示の安全使用の指示に従うか

	割合	人数
大体いつも従う	77%	309
時々従う	17%	68
めったに従わない	4%	15
全く従わない	2%	8
合計	100%	400

DGIII Study, p43より引用

プロポジション65

- カリフォルニア州 安全飲料水及び有害物質執行法
 - ◆ 発がん性物質・生殖毒性物質に関する(表示等の)警告義務
 - ◆ 対象物質は有害性評価に基づき選定
 - ◆ リスクが一定以下であることを事業者が証明できれば、警告は不要

プロポジション65：警告文の例

「警告：この製品は、カリフォルニア州にがんを引き起こすと知られている物質を含む」

「警告：この製品は、カリフォルニア州に先天性障害その他の生殖障害を引き起こすと知られている物質を含む」

プロポジション65：制度の有効性

- 情報受領側にリスクに関する正確な判断を促すという面では、疑問多し
- 情報提供側のリスク低減行動を促すという面では、一定の効果？
 - ◆ いくつかの消費生活用品に関し、対象物質からそれ以外の物質への代替が進んだとされる

表示を政策的に活用する際の 留意点 (1)

- 表示内容の正確性の確保
 - ◆ 表示基準の明確化
 - ◆ 表示義務者への技術的支援
- ◆ 監視・執行の徹底
 - ◆ 市民参加
 - ◆ 関連情報の収集整備

表示を政策的に活用する際の 留意点 (2)

- 表示の認知と正確な理解の確保
 - ◆ リスクの正確な判断に資する内容
 - ◆ わかりやすい表現・レイアウト・分量
 - ◆ 普及啓発・教育